

## 潮流：建築基準法の技術基準整備における民間の活用に思う

小鹿紀英



「国土交通省では平成20年度より、建築基準法に係る技術基準整備のための検討について、民間の能力を積極的に活用し、基準の整備・見直しを図ることを目的とした建築基準整備促進補助金事業を実施している。この事業は、国が建築基準の整備を促進する上で必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が当該調査を支援するものである。」

この文章は、国交省のホームページから、「建築基準整備促進事業」に関する説明の部分で、ほぼ原文のまま、語尾を「である」調に変えて、転記させていただいたものである。ここにあるように、平成20年度から20程度のテーマとそれぞれのテーマで調査すべき内容が公開され、テーマ毎に予算がついて、一般公募により担当者が決まる基準整備事業が始まった。今年で3年目を迎え、我々もその能力が生かせそうなテーマに応募して採択され、過去2年間担当してきた。

一方、私自身の経験を振り返ってみると、たとえば2000年の基準法改正においては、限界耐力計算法の告示化に関わり、当時の建設省建築研究所主宰の委員会に委員として参加していたが、そこでの調査・検討の進め方は、委員会開催の度に各委員が宿題を持ち帰り、検討結果を持ち寄って次の委員会で審議するという方式であった。各委員は、国のためという奉仕の精神と、技術者としての責任感で作業を担当していたが、基本的にはすべてボランティアである。

この方式は、特に民間企業人の委員に、非常に難しい立場を強いることになる。もちろん会社の了解は取ってはいるものの、会社にとっては人件費、ノウハウなどすべて持ち出しとなり、何のメリットもないため、極論をすれば本人が好きでやっているのだろう、もっといえば将来の教職への転身に備えて自己PRをしているのだろう、といったような社内評価の下で、業務時間中に作業することもできず、時間外に私的活動として、こそこそと資料作りをしなければならなかった、という状況であっ

たことが思い出される。そのような状況下でも、能力が高く責任感の強い人達が委員を務められていたせいか、素晴らしい成果もたくさん出され、告示化につながっているのは、驚くべきことではある。

それに比べて、今回のこの方式は、かかった費用はすべて国がお支払いします、基本的な方針は、国が示しますので、そのあとはよろしくお願いします。というまさに民間の能力に期待する方式で、建築研究所と共同研究の形ではあるが、詳細計画の段階から担当者自身が作業内容を提案できるし、会社の業務として認知されて、堂々と勤務時間中に作業もできる。また、社内外の専門家とチームを組んで、積極的によりよいものを目指していくことも可能であり、昔の方式よりはるかに成果を出しやすいシステムで、なぜ、このスタイルを昔からとらなかったのか、あるいは取れなかったのかは不明であるが、民生活利用と期待される成果の観点からは、かなりの前進であると思う。

この共同事業者として、昨年度までは公益法人にも参加が許されていたが、本年度から突然その参加が認められなくなった。なぜそうなったのかについては、民間人のわれわれは知る由もないが、政権交代が影響していることは容易に想像できる。各種公益法人には、民間から転籍された優秀で経験豊富な技術者もたくさんいるし、民間からの出向者や、もちろん元からのプロパーの中にも能力の高い人は、たくさん存在する。共同研究者として無償で参加することはやぶさかではない、とのことであるが、赤字を出してまで、作業を分担してくれる余裕のある法人など、あろうはずもなく、その個人の能力に期待していた我々民間企業は、その抜けた穴をどうカバーするか途方に暮れているというのが、各テーマに応募を予定している方々の現状であろうと推察される。

国が活用すべきは、専門性の高い個々人の能力であって、その人がどこに所属しているかは、本来問題ではないはずである。この事業は来年度以降も続くと聞いているが、純粋民間企業のみならず、公益法人にもいる優秀な技術者の能力やノウハウ、豊富な経験をも活用できるような方策をぜひ期待したいと思う。